内閣衆質二一〇第四六号

令和四年十二月十六日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議院議長 細 田 博 之殿

衆議院議員櫻井周君提出特定複合観光施設の区域整備計画の審査の進捗状況に関する質問に対し、 別紙答

弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出特定複合観光施設の区域整備計画の審査の進捗状況に関する質問に対する答

弁書

一について

観光施設区域整備推進本部決定。 基づき、 ら構成される審査委員会において、 づき定められた 区域の整備に関する計画 特定複合観光施設区域整備法 令和四年四月二十七日に大阪府及び長崎県のそれぞれから認定の申請があった特定複合観光施 「特定複合観光施設区域 。 以 下 「本件区域整備計画」という。)については、 (平成三十年法律第八十号。以下「法」という。)第九条第一項の規定に 以下 多岐にわたる審査項目について審査を行っているところであり、 「基本方針」 の整備 のための基本的な方針」 という。)に基づき国土交通省に設けられた有識者か (令和二年十二月十八日特定複合 法第五条第一項の 規定に基 当該 設

一について

審

査委員会は、

認定の申請があった後現在までに計十二回開催されている。

条第一項に規定する特定複合観光施設をいう。 本件区域 (整備計画においては、 大阪府及び長崎県のいずれも令和 の開業を想定していることから、国土交通省としては、本 九 年以降の特定複合観光施設 (法第二

件区域整備計画の認定に係る審査に当たっては、 御指摘の「建築費と土木工事費」等の中長期的な水準の

変化への対処についても考慮する必要があると考えている。このため、本件区域整備計画について、基本

建設費の高騰等が発生した場合の対処方針を含めて審査すること

としている。

方針に定められた審査の基準を踏まえ、